

国民健康保険税の年税額の計算例

【7割軽減該当世帯の場合】

【例】

○加入者：世帯主（27歳）・子（4歳）

○給与収入：980,000円（給与所得430,000円）

※給与収入を所得金額に換算すると、430,000円になります。

【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝**430,000円**

・7割軽減判定の基準≦基礎控除430,000円＋100,000円×（給与所得者等の数－1）

7割軽減判定の基準＝所得430,000円以下

※軽減判定区分が7割軽減に該当し、**均等割額と平等割額が「7割軽減」**となります。

※未就学児に係る均等割額が軽減されます。

① 医療分の計算

○所得割 $(430,000円 - 430,000円) \times 6.80\% = 0円$

○均等割 $(18,500円 \times 1人) - (18,500円 \times 1人 \times 70\%) = 5,550円$

$(5,550円 \times 1人) - (5,550円 \times 1人 \times 50\%) = 2,775円※$

○平等割 $30,000円 - (30,000円 \times 70\%) = 9,000円$

○小計 $0円 + 5,550円 + 2,775円 + 9,000円 = 17,325円$ （百円未満切捨）

＝17,300円（医療分）

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 $(430,000円 - 430,000円) \times 1.70\% = 0円$

○均等割 $(7,000円 \times 1人) - (7,000円 \times 1人 \times 70\%) = 2,100円$

$(2,100円 \times 1人) - (2,100円 \times 1人 \times 50\%) = 1,050円※$

○小計 $0円 + 2,100円 + 1,050円 = 3,150円$ （百円未満切捨）

＝3,100円（後期高齢者支援金分）

③ 介護保険分の計算

世帯員全員が40歳未満のため、介護保険分の課税はありません。 **0円**

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①＋②＋③＝17,300円＋3,100円＋0円） **＝ 20,400円**

※国民健康保険に加入している未就学児は均等割額の2分の1を減額します。

国民健康保険税の年税額の計算例

【2割軽減該当世帯の場合】

【例】

- 加入者：世帯主（63歳）・妻（58歳）・子（19歳）
- 年金収入：夫 2,200,000 円（年金の雑所得 1,375,000 円）
- 所得無し：妻・子 0 円

※年金収入を所得金額に換算すると、1,375,000 円の額になります。

【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝**1,375,000 円**

- ・ 7 割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)
7 割軽減判定の基準 = 所得 430,000 円以下
- ・ 5 割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 290,000 円 × (被保険者数) + 100,000 円
× (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減判定の基準 = 所得 1,300,000 円以下
- ・ 2 割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 535,000 円 × (被保険者数) + 100,000 円
× (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減判定の基準 = 所得 2,035,000 円以下

※軽減判定区分が 2 割軽減に該当し、**均等割額と平等割額が「2 割軽減」**となります。

① 医療分の計算

- 所得割 夫 $(1,375,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 6.80\% = \mathbf{64,260 \text{ 円}}$
- 均等割 $(18,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (18,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times \mathbf{20\%}) = \mathbf{44,400 \text{ 円}}$
- 平等割 $30,000 \text{ 円} - (30,000 \text{ 円} \times \mathbf{20\%}) = \mathbf{24,000 \text{ 円}}$
- 小計 $64,260 \text{ 円} + 44,400 \text{ 円} + 24,000 \text{ 円} = 132,660 \text{ 円}$ （百円未満切捨）
＝**132,600 円（医療分）**

② 後期高齢者支援分の計算

- 所得割 夫 $(1,375,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 1.70\% = \mathbf{16,065 \text{ 円}}$
- 均等割 $(7,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (7,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times \mathbf{20\%}) = \mathbf{16,800 \text{ 円}}$
- 小計 $16,065 \text{ 円} + 16,800 \text{ 円} = 32,865 \text{ 円}$ （百円未満切捨）
＝**32,800 円（後期高齢者支援分）**

③ 介護保険分の計算

- 所得割 夫 $(1,375,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) \times 1.50\% = \mathbf{14,175 \text{ 円}}$
- 均等割 $(12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times \mathbf{20\%}) = \mathbf{19,200 \text{ 円}}$
※ 40 歳未満の方の介護保険分の課税はありません。
- 小計 $14,175 \text{ 円} + 19,200 \text{ 円} = 33,375$ （百円未満切捨）
＝**33,300 円（介護保険分）**

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①+②+③＝132,600 円 + 32,800 円 + 33,300 円）＝ **198,700 円**